

現行規約	改正案
<p style="text-align: center;">大阪府立吹田東高等学校PTA規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 この会は、大阪府立吹田東高等学校PTAと称する。</p> <p>第 2 条 この会は、事務所を大阪府立吹田東高等学校内におく。</p> <p>第 3 条 この会は、日本国憲法及び教育基本法の精神を尊重し、保護者と教職員が互いに信頼し協力し合って、家庭、学校及び社会における生徒の幸福とその健全な成長をはかることを目的とする。</p> <p>第 4 条 この会は、営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。また、学校の管理や人事に干渉しない。</p> <p>第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p> <p>(1) 高等学校教育について理解を深め、その充実発展に協力すること。</p> <p>(2) 教育環境の改善・充実をはかること。</p> <p>(3) 会員の教養の向上と親睦をはかること。</p> <p>(4) その他この会の目的達成のために必要なこと。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>第 6 条 この会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪府立吹田東高等学校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者</p> <p>(2) 大阪府立吹田東高等学校に常時勤務する教職員</p> <p>(3) この会の主旨に賛同し入会を希望した者で、実行委員会の承認を得た者</p> <p>2 前項第 3 号の会員は、会議に出席し、及び議決する権利を有しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p>第 2 条 この会は、事務所を大阪府吹田市青葉丘南 16 番 1 号 大阪府立吹田東高等学校内におく。</p> <p>第 6 条 この会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 削 除</p> <p>2 削 除</p>

第 3 章 役 員

第 7 条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 2名（うち1名は教職員）
- (4) 会 計 2名（うち1名は教職員）

第 8 条 役員は、会員のうちから、総会において選出する。

2 役員は、他の役員又は会計監査を兼ねることはできない。

第 9 条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。役員は、引き続いて、他の役員に選出されることができる。

第10条 会長は、この会の会務を総理し、この会を代表する。

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その任務を代行する。

第12条 書記の任務は、次のとおりとする。

- (1) この会の会務を処理し、総会において会務報告をする。
- (2) 総会、役員会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (3) 記録、通信その他の書類を保管する。

第13条 会計の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会において議決された予算に基づいて、この会の経理に関するいっさいの会計事務を処理する。
- (2) 総会において、収支決算報告を行う。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

第 4 章 委 員

第14条 この会の目的を達成するために、学年委員会及び次の専門委員会をおく。なお、必要に応じその他の専門委員会を設けることができる。

第15条 この会の委員は、次のとおりとする

- (1) 学年代表委員 6名（各学年正副2名）
- (2) 学 年 委 員 各学年、各ホームルームクラス2名
- (3) 教 職 員 委 員 若干名

第16条 学年代表委員は、所属学年の学年委員の互選により選出する。

第17条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第18条 委員は、各所属学年及びホームルームの会員との連絡をはかり、各種の専門委員会の委員となる。

第 5 章 会 計

第19条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第20条 この会の会員は、会費を納付するものとする。

2 会費は1口年額3,000円とする。

3 保護者の会費は、生徒1人につき1口とする。ただし、実行委員会で承認を得た者に対しては、会費を減額し、又は免除することがある。

第21条 この会の活動に要する経費は、総会において議決された予算に基づいて支出する。

2 総会において予算が議決されるまでの間において、弔慰金、その他経費の性質上、緊急に支出をしなければ活動に支障を及ぼすような経費で、会計がその必要を認めたものについては支出することができる。

第22条 この会の収支決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第23条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 削 除（組織規程は第7章に記載）

第15条 この会の委員は、次のとおりとする

- (1) クラス委員（各ホームルームクラスより2名）
- (2) 教 職 員 委 員 若干名

第16条 削 除

第17条 削 除

第18条 前条に定める委員は、各所属学年及びホームルームの会員との連絡をはかり、この会が設置する専門委員会の委員となる。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 会 計 監 査

第 2 4 条 この会の経理を監査するために、3名の会計監査をおく。

第 2 5 条 会計監査は、会員のうちから、総会において選出する。

第 2 6 条 会計監査の任期は、役員に準ずる。

第 2 7 条 会計監査は、総会において監査報告を行う。

第 7 章 会 議

第 2 8 条 この会を運営するために、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実行委員会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会

第 2 9 条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関である。

2 総会は、会長が招集し、議長は、会員のうちから選出する。

3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

4 定期総会は、毎年5月に開催する。

5 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の $\frac{1}{5}$ 以上の要求があったとき。

6 総会は、会員の $\frac{1}{5}$ 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。出席は委任状をもってかえることができる。

7 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

8 定期総会においては、次の事項について審議決定する。

- (1) 前年度の年間事業報告及び収支決算報告
- (2) 役員及び会計監査の選出
- (3) 新年度の年間事業計画及び予算
- (4) その他の重要事項

9 総会の開催日時、場所及び議題は、開催5日前までに会員に知らさなければならない。

第 7 章 組 織 及 び 会 議

第 2 8 条 この会を運営するために、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実行委員会

2 この会の目的を達成するために、次の専門委員会を設ける。なお、必要に応じその他の委員会を設けることができる。

- (1) 生徒サポート・人権委員会
- (2) 生涯教育委員会
- (3) 広報・情報委員会

第30条 役員会は、会長、副会長、書記、会計で構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、副会長が議長となる。

3 役員会は、実行委員会に諮る議案の原案を作成し、本会の運営について協議する。

第31条 実行委員会は、役員、学年代表委員、正副専門委員長及び教職員委員で構成する。

2 実行委員会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

3 実行委員会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 構成員の $\frac{1}{4}$ 以上の要求があったとき。

4 実行委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

6 実行委員会は、次の事項について処理する。

(1) 役員会の諮問にこたえる。

(2) この会の企画運営について協議する。

(3) 総会に提出する議案を調整する。

(4) 総会の議決を要しない事項を決定する。

第32条 学年委員会及び専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 校長、教頭及び事務長は、学校の管理運営上及び教育上、会議に出席して意見を述べることができる。

第 8 章 改 正

第34条 この規約は、総会において、出席会員の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成があれば改正することができる。ただし、改正案は、総会の開催5日前までに会員に知らさなければならない。

第 9 章 細 則

第35条 この会の運営に関し必要な細則は、実行委員会の議を経て制定する。

第31条 実行委員会は、役員、正副専門委員長及び教職員委員で構成する。

第32条 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

2 実行委員会は、細則を制定し又は改廃した場合には、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は昭和49年4月9日から施行する。

昭和59年6月6日 一部改正。

平成元年11月7日 一部改正。

平成7年5月20日 一部改正。

平成8年5月18日 一部改正。

平成14年5月24日 一部改正。

平成19年5月12日 一部改正。

平成20年5月10日 一部改正。

附 則

この規約は昭和49年4月9日から施行する。

昭和59年6月6日 一部改正。

平成元年11月7日 一部改正。

平成7年5月20日 一部改正。

平成8年5月18日 一部改正。

平成14年5月24日 一部改正。

平成19年5月12日 一部改正。

平成20年5月10日 一部改正

令和2年 月 日 一部改正。